

令和8年1月30日開会

民 生 環 境  
常 任 委 員 会 会 議 録

鳥取県西部広域行政管理組合議会



# 民生環境常任委員会会議録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和8年1月30日(金)  
組合議会臨時会休憩中  
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 所管事務調査  
(1) 桜の苑における焼骨の取扱いに係る運用について
- 3 閉 会

~~~~~

## 出席者 (7名)

|     |    |    |      |    |    |
|-----|----|----|------|----|----|
| 委員長 | 土光 | 均  | 副委員長 | 勝部 | 俊徳 |
| 委員  | 奥岩 | 浩基 | 委員   | 今城 | 雅子 |
| 委員  | 渡辺 | 穰爾 | 委員   | 景山 | 浩  |
| 委員  | 山本 | 芳昭 |      |    |    |

~~~~~

## 欠席者 (1名)

|    |    |    |
|----|----|----|
| 委員 | 森岡 | 俊夫 |
|----|----|----|

~~~~~

## 説明のため出席した者

|                             |    |    |                            |    |   |
|-----------------------------|----|----|----------------------------|----|---|
| 事務局長                        | 深田 | 龍  | 事務局施設管理課長                  | 本池 | 将 |
| 事務局施設管理課長補佐<br>兼浄化場維持担当課長補佐 | 小林 | 祥弘 | 事務局施設管理課ごみ処<br>理施設維持担当課長補佐 | 安田 | 憲 |

~~~~~

## 議会担当職員

|     |    |     |    |    |    |
|-----|----|-----|----|----|----|
| 書記長 | 瀬尻 | かおり | 書記 | 伏野 | 哲彦 |
|-----|----|-----|----|----|----|

~~~~~

## 1 開 会 (午後 1 時 4 1 分)

○土光委員長 ただいまより、民生環境常任委員会を開会いたします。  
本日は、森岡委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

~~~~~

## 2 所管事務調査

○土光委員長 早速でございますが、日程 2、所管事務調査に入ります。  
(1) 桜の苑における焼骨の取扱いに係る運用についてを調査事項といたします。  
当局より説明を求めます。  
本池施設管理課長。

○本池事務局施設管理課長 それでは、資料 1 - 1 を用いまして説明させていただきます。

焼骨の取扱いに係る運用につきまして、近年の墓じまい等の増加によりまして遺族の方が焼骨を引き取ることができないケースの取扱いにつきまして、昨年 1 月に火葬場条例の一部を改正して対処させていただいたところでございます。

今回、その運用につきまして、火葬場条例施行規則を一部改正いたしまして具体的な方法を定めましたので、御報告させていただくものでございます。

まず、1 番目の運用の適用範囲といたしまして、対象となるケースでございますが、こちらが (1)、(2) に記載のとおりでございます。

また、対象としないケースといたしまして、アスタリスクに書いてございます法令等に準ずるものということとは対象外ということに記載しております。こちらのほうで、やむを得ない事由によりまして焼骨を引き取ることができないという場合を原則といたしておるものでございます。

続きまして、2 番目の火葬場条例施行規則の一部改正でございます。この下の四角囲いにごございます、施行規則の一部抜粋したものでございますが、この中の第 9 条の 1 号から 5 号までの事項を記載した書面ということで資料 1 - 2 の別紙 1 でございます。こちらの誓約書という形で使用者の方が本組合管理者へ申し出る形を取ることといたしております。

それから 3 番目でございます。実際の事務の手續といたしまして、運用フローを記載してございます。

(1) の火葬当日につきましては、使用者の方から、先ほど説明させていただきました誓約書の事前申告を原則といたしまして、焼骨の処分を組合へ委任する

形を取り、桜の苑の職員が収骨を行うものでございます。

それから、次の（２）の火葬後につきましては、残骨といたしまして一時保管後に、外部委託によりまして最終的に合祀供養を行うものでございます。

それから、右側に両括弧で記載している事項でございます。使用者が申し出られるタイミングを想定いたしまして、それぞれの対応を記載してございます。

まず、1つ目の四角でございます。葬祭業者による案内というところでございますが、基本的に使用者の大多数の方は葬祭業者を利用されるということでございますので、火葬の予約を代行します葬祭業者の皆様方へ、連絡協議会などを通じましてこの取扱いの周知を図っていく考えでございます。

また、次の真ん中の四角でございますが、次の段階といたしまして、市町村窓口で死亡届というタイミングがございますので、この段階で構成市町村の担当課より、この取扱いの制度説明をさせていただく考えでございます。

最後は、桜の苑（窓口）で直接申し出られることを想定いたしております。

この3つのそれぞれの場面に応じまして、使用者の方の申出に対して説明や案内をさせていただく考えでございます。

なお、この運用につきましては、令和8年4月1日から実施することを予定しております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

**○土光委員長** 当局の説明が終わりました。委員の皆さんの質疑、御意見を願いたいと思います。特にありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○土光委員長** 別にないようですので、当局からの説明を終わります。

~~~~~

### 3 閉 会

**○土光委員長** これをもちまして、民生環境常任委員会を閉会いたします。

（午後1時46分 閉会）

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生環境常任委員長                      土 光                      均